

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百三十九回 真正護憲論のあゆみ（その二十九）

南出喜久治（令和6年3月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ  
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

税金の無駄遣ひをしたり、国家財政や地方財政を破綻させたりする原因を作った公務員など、およそ公務員の行つた不正行為については、刑事責任だけでなく、民事責任及び行政責任として個人責任を負はすべきです。

現在、制度上は刑事責任しか問はれない上に、その刑事責任も滅多に問はれないのが現状です。現在は、まさしく国家及び地方の財政が破綻し、いつ破産しても不思議でない状況であるにもかかはらず、住専問題から堰を切つたやうに公的資金を投入するなど、好き勝手な政策をし続けながら、誰一人責任が問はれない公務員天国、公務員亡国の状況です。

株式会社などの私的法人の場合、その役員や従業員が第三者に損害を与へたときは、刑事責任はおろか、民事責任を負担するにもかかはらず、公務員だけは、何をやつても刑事責任しか負担しないのです。

占領憲法では、公務員は全体の奉仕者（第15条）としてゐますが、この全体の奉仕者といふのは、一般の国民よりも重い責任を負担してゐることを意味してゐるはずです。決して公務員の責任を軽減させるやうな特別待遇を認めてゐる規定ではありません。一般の国民の場合、脱税を行つたときは刑罰の他に重加算税など財産上特別に不利益な徵収処分を課せられるのに対し、その税金を無駄遣ひし国家の財政などを破綻させた公務員が何らの責任も問はれないといふことは余りにも不条理です。少なくとも占領憲法第13条の法の下の平等に違反するので、少なくとも国民と同じやうに民事上、刑事上の責任を負担させなければなりません。

ところが、このやうな不条理な解釈を正当化する根拠として、最高裁は、占領憲法第17条に求めてゐます。これは、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」とする規定です。しかし、この規定は、公務員の保護規定ではなく、国民の保護規定（人権規定）ですから、どう眺めたところで、「公務員が免責される」とは読めないはずです。こ

の規定は、公務員の個人責任以外に、国や公共団体も共に責任を負ふための規定としか認識しえないはずです。ところが、最高裁も学者も、戦前から代位責任論、つまり、公務員に代はつて国が責任を負ふという解釈を堅持してゐます。戦前を全否定する建前でありますから、自分たちに都合の良いところでは戦前を持ち出すのです。裁判官もまた公務員ですから、身内庇ひによるものと、自分にも責任が追及されることを避けたいためです。

占領憲法では、法令の違憲性を抽象的に審理するための憲法裁判所がないために、このやうな身勝手な解釈とその運用を阻止するための実効性ある手段が講じられないことが大きな制度上の矛盾であり欠陥です。つまり、占領憲法は、これが守られない事態となっても、それでも構はないといふ自虐的憲法なのです。

国会議員も同じです。

平成7年6月9日に衆議院で戦争謝罪決議がなされました。それは、正確には「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」と言ひますが、それには、「・・・世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超えて、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。・・・」といふ個所がありました。

これは、第一に、日本が植民地支配や侵略的行為をしたと認めたこと、第二に、そのことについて深い反省の念を表明（謝罪）したこと、第三に、歴史観の相違があることを認識してゐること、の3つに要約できます。

「歴史観の相違を超える」ということは、第一と第二が東京裁判史観に基づくものであり、これと対立する歴史観が存在し、それによれば第一と第二を行なふ必要がないといふ相違を認識しながら、あへて特定の歴史観による思想表明決議を行つたことを意味してゐます。

衆議院を含め国会は、特定の思想を表明する機関でもなく、特定の歴史学説の優劣を判定する機関でもありません。そのやうなことをすれば、国民の思想の自由、表現の自由、学問の自由などを侵害することになります。

「国家権力が特定の「思想」を勧奨することも、形式的には強制でないにせよ實際上は強制的に働くから、やはり本条（現行憲法第19条）の禁ずるところと解すべきである。」とするのが憲法解釈の定説です。にもかかはらず、衆議院のみが、このやうな思想表明決

議を前例のない方法で強行し、公然と憲法違反を行つたことは、日本が中共や北朝鮮のやうに、国民に特定の思想を強制する全体主義国家へと転落することを意味してゐます。

そして、これに引き続いてなされた村山首相談話なども、占領憲法を有効とする立場からでも違憲であつて、速やかに「撤回決議」を行はなければなりませんが、前述のとおり、憲法裁判所がないために、これが違憲であることを直接に裁判所に訴へることができないといふ矛盾があります。やはり、この「謝罪決議」の根元を絶つためには、占領憲法といふ「謝罪憲法」を撤回させることしかありません。

思想表明決議が違憲であるのは、戦争謝罪決議などのやうな、特定の思想や倫理感などを「肯定」するための積極的な表明決議だけに限りません。特定の思想や倫理感などを「否定」するといふ消極的な表明決議も同様に許されないので。この意味において、昭和 23 年 6 月 19 日に衆参両議院で行はれた、教育勅語の「失効決議」や「排除決議」も全く違憲の決議です。教育勅語は、わが国体が顕彰されたものであつて、単なる思想や倫理感ではありませんが、仮に、占領憲法を有効とし、教育勅語が占領憲法に抵触する倫理感であるとの認識判断が行はれたとしても、このやうな特定の思想及び倫理感を「否定」することも重大な憲法違反行為なのです。

占領憲法の前文には、「われらは、これ（人類普遍の原理）に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とありますが、これを「教育勅語失効決議」の根拠とすることはできません。前文は、具体的な憲法規範としての効力がなく、政治的指針を示すにとどまると解されており、これを根拠に思想排除決議はなしえないのです。

また、法形式からして、詔勅が排除される場合は、詔勅によつてのみなしうるのであり、その意味からも、衆参両議院で行はれた失効排除決議は無効です。しかし、この決議自体の「撤回決議」を速やかに行ふことが必要なことは当然ですが、これについても憲法裁判所がないために実効性が伴ひません。